



備えの種をまこう。

# 園芸施設共済

安心のネットワーク  
**NOSAI** 岩手県農業共済組合

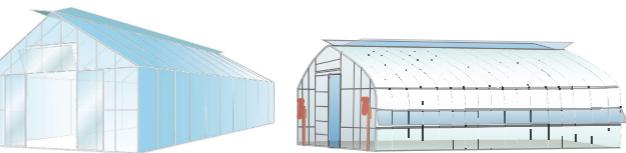
## 加入できるもの

契約概要

注意喚起情報

### 特定園芸施設（ハウス本体+被覆材）

農作物を栽培するためのパイプハウス、ガラス室、  
鉄骨ハウス、木骨ハウス及び雨よけハウス  
※キノコ栽培用のハウスも本体は加入できます。



●組合員であれば園芸施設共済に加入できます。また、園芸施設共済のみで組合員となるには、0.5a以上（ガラス室は0.25a以上）のハウスを設置していることが要件となります。

●ハウスが複数ある場合は、その全てについて加入する必要があります。（ただし、耐用年数を2.5倍以上経過したハウスについては加入から除外することができます。）

〈例〉パイプハウスの耐用年数10年×2.5倍=25年

特定園芸施設の加入を基本に、以下の補償内容を組み合わせて加入できます。

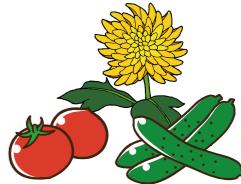
### 附帯施設

農作物の栽培に必要な温湿度調整設備、換気施設など



### 施設内農作物（29品目）

施設内で栽培される野菜、花き  
※収穫物の販売額ではなく、再生産のための生産費の補償となります。  
※いいたけ等のキノコ類は施設内農作物としては加入できません。



- ①復旧費用特約 ..... 被害を受けたハウス本体及び附帯施設の復旧に要する費用（被覆材を除きます）
- ②付保割合追加特約 ..... 付保割合8割を選択した場合、追加で1割、2割を付加できます。
- ③小損害不填補1万円特約 ..... 損害額が1万円を超える場合から補償になります。
- ④撤去費用特約 ..... ハウス本体の解体や廃材の撤去、処分に要する費用（被覆材を除きます）
- ⑤自動継続特約 ..... 毎年「変更届出書」により内容確認をし、更新時加入者の解約意思がないときは継続加入の申込があったものとして取り扱います。

※①～③の特約には国の掛金負担はありません。

## 対象となる災害

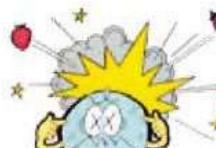
契約概要

風水害 ひょう害

雪害

火災

破裂及び爆発



航空機の墜落 車両の衝突

地震等その他気象上の原因

鳥獣害

病虫害(内作のみ)



## 補償期間

契約概要

注意喚起情報

●共済掛金等を払い込んだ後、最初に到達する始期統一日\*から開始します。

(例)15日に共済掛金等を払い込んだ場合、最初に到達する始期統一日は20日となりますので、責任開始日は20日からとなります。

●ビニールを被覆していない期間も含めた通年補償です。  
(施設内農作物は被覆期間中のみの補償です。)

\* 始期統一日は、重要事項説明書の「共済責任の開始及び共済責任期間」をご覧ください。

	1	2	3	4	5	6	7
払込日	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	翌月1			

## 農家負担掛金(共済掛金)

契約概要

共済掛金の半分は国が負担します。(共済金額1億6,000万円まで)<sup>※1</sup>

例)ビニールを被覆している期間が6か月の場合(被覆期間6か月、未被覆期間6か月)

$$\text{農家負担掛金} = (\text{共済金額} \times \text{被覆期間の共済掛金率} \times \frac{6}{12}) + (\text{共済金額} \times \text{未被覆期間の共済掛金率} \times \frac{6}{12}) \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

(被覆する月数の割合)                                  (未被覆の月数の割合)                                  (国の負担)

\* 1 復旧費用特約、付保割合追加特約(共済価額の1割又は2割の補償を上乗せした場合)、小損害不填補1万円特約(1万円を超える損害から支払われる)には、国の負担(1/2)はありません。

(注1) 共済掛金率は、ハウスの種類等により異なります。

(注2) 施設内農作物の共済掛金率は、一般方式と事故除外方式で異なります。



無事故又は被害が少ない場合は共済掛金率が下がります(危険段階別共済掛金率)

## 共済金の支払い

契約概要

注意喚起情報

### 《被害額の算出方法》

●共済事故の発生の都度、1棟ごとに損害評価を行い共済金が支払われます。

●共済金支払対象となる損害額を次の①～⑤から棟ごとに選択できます。

①損害額が3万円又は共済価額の5%のいずれかを超える場合

(小損害不填補1万円特約を付加した時は、1万円を超える場合)

②損害額が10万円を超える場合

③損害額が20万円を超える場合

④損害額が50万円を超える場合

⑤損害額が100万円を超える場合



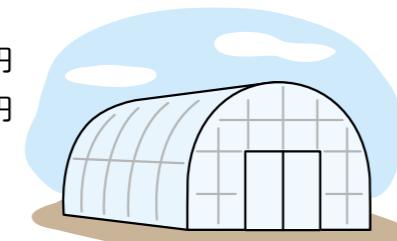
※ただし、1回の事故ごとに修復したものに限ります。

### 【補償額の上乗せ特約】との組み合わせが可能

#### 例: パイプハウス(パイプ外径31.8mm以上)通年被覆の場合

間口(m)	奥行(m)	面積(m <sup>2</sup> )
7.2	27	194

新築時価額 1,296,036円  
現在の価額 962,550円



《骨材》パイプ外径31.8mm以上(40-2型)(m<sup>2</sup>あたり単価5,730円)  
《被覆材》一般農ビ 厚さ0.1mm スプリング押え(m<sup>2</sup>あたり単価544円)

《危険段階》標準率

《本体》6年目

※付保割合は最高80%で試算しています。

《ビニール》1年目

※被覆期間掛金(施設(本体+被覆材))には事務費賦課金が含まれます。  
※試算した掛金には補強施設割引が適用されています。

標準コース	
損害額が3万円(又は共済価額の5%)	を超える場合に補償
掛金等	11,381円
共済金額	770,040円

充実コース (標準コース+特約①(復旧費用特約)+特約②(付保割合追加特約))	
損害額が3万円(又は共済価額の5%)	を超える場合に補償
掛金等	18,484円
共済金額	1,296,036円

### 小さな損害も補償する特約

●特約を付加すれば、損害額が1万円を超える場合から補償します。

標準コースでの引受けの場合

小損害不填補1万円特約を付加した場合

損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に補償

損害額が1万円を超える場合から補償

特約の追加掛金 + 23円  
※上記のパイプハウスに加入した場合

※共済価額の5%が1万円を超えている棟について、この特約を付加できます。

### (注1) 撤去費用特約について

ハウス本体の撤去が行われ、費用が発生し、ハウス本体の撤去に要した金額(被覆材を除きます)が次の①、②のいずれかに該当する場合に対象となります。

なお、事故が発生した場合は、必ず撤去工事の計画書と領収書(請求書)の提出が必要となります。

①100万円を超えた場合

②ハウス本体の損害割合(被覆材を除きます)が50%(ガラス室は35%)を超えた場合

### (注2) 復旧費用特約について

ハウス本体および附帯施設の復旧に要した費用(被覆材を除きます)が発生した場合に対象となります。

なお、事故が発生した場合は、必ず復旧工事の計画書と領収書(請求書)の提出が必要となります。

業者に依頼せず復旧した場合、復旧面積m<sup>2</sup>あたり100円を労務費相当額として算出します。

## 共済価額（評価額）

### 契約概要

- ハウス本体・附帯施設の時価評価額（※1）及び施設内農作物、撤去費用特約、復旧費用特約の価額を1棟ごとに算定した価額。
- 施設内農作物は、農作物を生産するために要した費用を共済価額とします（販売額の補償ではありません）。
- 復旧費用特約①（被覆材を除きます）及び付保割合追加特約②を付加した場合、時価補償に加え、ハウス本体の再建に要する費用まで補償をUPできます。（※2）

### ※1：ハウスの時価評価額（減価償却）

ハウスは建設後、時間の経過とともに風雨等により劣化が進み、強度や耐久性が低下して価値が下がっていきます。

ハウス本体や附帯施設には時価現有率、被覆材（ビニール）には被覆経過割合を適用して時価額を算定します。

#### ビニールの被覆経過割合

一般軟質	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上
	100%	50%	25%
耐久性軟質	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
	100%	71%	50%

#### ハウス本体(パイプハウス)の時価現有率表

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
	100%	95%	90%	85%	80%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
	70%	65%	60%	55%	50%

時価現有率表はハウス本体の種類（ガラス室、鉄骨など）により異なります。

（注1）ハウス本体の共済価額はハウスの種類や被覆材の種類ごとの坪あたり単価を用いて算出します。資材の販売価額・施工費等（見積書等）をもとに算定することもできます。

（注2）被覆材の坪あたり単価には、押さえ材費や労務費を含みます。

（注3）施設内農作物の共済価額は、ハウス本体の価額に葉菜類・果菜類・花き類ごとに一定の率を乗じて算出します。

（注4）撤去費用特約の共済価額はハウスの種類ごとの坪あたり単価を用いて算出します。

## 共済金額(補償額)

### 契約概要

災害にあったときに補償される最高の限度額です。

$$\text{共済金額(補償金額)} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}^{*1}$$

\*1 付保割合は最低40%～最高80%の範囲で棟ごとに選択できます。

また、付保割合80%を選択した場合、共済価額の10%又は20%の補償を上乗せできる特約が付加できます（棟ごと選択可）。

## 掛金等の割引措置

※割引の適用には要件があります。

### 契約概要

#### ■補強施設割引

- ①プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られているハウス（40-2型）
- ②プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）のうち骨格の主要部分が19.1mm・22.2mm・25.4mmの径のパイプにより造られているハウス（40-1型）で、ある一定基準の補強材が使用されている場合。

割引率：15%

#### ■一斉加入受付での集団加入 掛金の割引

- ①園芸施設の一斉加入受付の実施（毎年行う）及びハウスの補強・保守管理に取り組むことについて、組合と協定を締結していること。
- ②加入する集団の園芸施設共済の加入割合が、一斉加入受付前より増加し、かつ加入割合が8割を超えること。

割引率：5%

#### 賦課金の割引

- ①10人以上の構成員が一斉加入受付を行なった場合
- ②5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行なった場合

割引率：20%

割引率：10%

## 収入保険制度との関連

### 契約概要

### 注意喚起情報

#### 園芸施設共済 + 収入保険 で手厚い補償を

青色申告をされている方は収入保険へ加入のご検討を！

園芸施設共済のうち施設（ハウス本体や附帯施設等）を対象とする補償については、収入保険制度と同時に加入することは可能ですが、“施設内農作物”を対象とする補償については、収入保険制度と重複して加入することはできませんので、収入保険制度の加入を検討されている方はご注意願います。

## 組合からのお願い

### 注意喚起情報

以下のような場合、速やかにお近くの地域センターへ連絡してください。

- 被害が発生した場合
- 共済責任期間中に被覆期間、被覆材を変更した場合
- 施設を増改築、譲渡、移転、解体などした場合

※連絡がなかつたり遅れたりすると、共済金の全部または一部についてお支払いできない場合があります。



## お問い合わせ・お申し込みは

■盛岡地域センター	〒020-0053 盛岡市上太田細田28-8	☎ 019-659-3905
■中部地域センター	〒025-0025 花巻市下根子821	☎ 0198-23-5201
■胆江地域センター	〒023-0023 奥州市水沢字八反町52-1	☎ 0197-25-6631
■磐井地域センター	〒029-0132 一関市滝沢字矢ノ目沢65-60	☎ 0191-23-3072
■東南部地域センター	〒028-0542 遠野市早瀬町2-4-13	☎ 0198-62-2556
■宮古地域センター	〒027-0203 宮古市津軽石13-488-1	☎ 0193-67-2231
■北部地域センター	〒028-6506 九戸郡九戸村大字山屋2-25-1	☎ 0195-41-1101
■本所	〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-50	☎ 019-601-7491

